

## (事前公表)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年10月20日

### 1 契約の名称及び数量

- (1) 名称 奈良県フォレスターアカデミー庁舎清掃業務委託
- (2) 清掃箇所 吉野郡吉野町飯貝680番地  
奈良県フォレスターアカデミー庁舎（庁舎延べ面積：7,868㎡）
- (3) 委託内容 清掃業務

※詳細については奈良県フォレスターアカデミー庁舎清掃業務委託一般仕様書等のとおりとします。

上記一般仕様書等は見積書提出期限前日まで、下記の通り公表します。

公表場所 吉野郡吉野町飯貝680番地  
奈良県フォレスターアカデミー総務企画課  
公表期間 令和3年10月20日（水）～令和3年11月5日（金）  
（土・日・祝を除く） 午前9時～午後5時まで

### 2 契約の相手方の選定基準

次に掲げる要件に該当する者であること

県内に住所を有する地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げるいずれかの施設を営む者

- ア 障害者支援施設
- イ 地域活動支援センター
- ウ 障害福祉サービス事業を行う施設
- エ 小規模作業所
- オ アからエに準ずる者として知事の認定を受けた者

なお、複数の構成員による共同体として見積を提出することを可とします。

ただし、共同体を構成する全ての構成員は、上記ア～オのいずれかに該当する者であることを要件とします。

また、共同体の構成員は、他の共同体の構成員になること、または単独で見積を提出することはできません。

### 3 契約の相手方の決定方法

- (1) 上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。
- (2) 最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。
- (3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。
- (4) (3)によっても決定しない場合には、不調とします。

### 4 見積書の提出先及び提出期限

- (1) 提出先 奈良県フォレスターアカデミー総務企画課
- (2) 提出期限 令和3年11月5日（金）午後4時00分
- (3) その他

① 見積書には、次の書類を添付してください。

- ア 上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類
- イ 本件業務の実施体制表
- ウ 複数の構成員による共同体として見積書を提出する場合は、構成員間による

協定書の写し（様式１）

- ② 次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。

- ア 上記２に該当しない者が提出した見積書
- イ 記名押印を欠く見積書
- ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書
- エ 価格を加除訂正した見積書
- オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合
- 注 最低価格の見積書を提出された場合であっても、同時に提出された上記４（３）①イの実施体制表に明らかに不備がある場合、または不明な箇所があり業務を実施できる体制でない可能性があると思われる場合は意見聴取のうえ無効となる場合がありますので御注意ください。

## ５ 契約事務を担当する所属

奈良県フォレスターアカデミー総務企画課

住所：吉野郡吉野町飯貝６８０番地

電話：０７４６－４２－８１００

FAX：０７４６－４２－８４００

## ６ 契約の解除等について

- (1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
- ① 決定者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」といいます。）第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
  - ② 暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
  - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
  - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 奈良県フォレスターアカデミー庁舎清掃業務委託に係る一般仕様書

奈良県フォレスターアカデミー庁舎清掃業務の実施については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月法律第20号）等の関係法令に従い、下記の仕様により行う。

### 第1 概要

#### 1 用語

この仕様書及び別に定める特記仕様書における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 庁舎等 奈良県フォレスターアカデミー庁舎、工作物及びこれらに附帯する設備並びに敷地をいう。
- (2) 庁舎管理者 奈良県庁舎管理規則（昭和44年6月奈良県規則第20号）等に基づき庁舎等を管理する者をいう。
- (3) 休日 奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に定める休日をいう。
- (4) ビル管理法 建築物の衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月法律第20号）をいう。
- (5) 施行令 建築物の衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年10月政令第304号）をいう。
- (6) 施行規則 建築物の衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年1月厚生省令第2号）をいう。
- (7) 環境基準 ビル管理法第4条及び政令第2条に定める建築物環境衛生管理基準をいう。
- (8) 衛生規則 事務所衛生基準規則（昭和47年9月労働省令第43号）をいう。

#### 2 庁舎等の概要

庁舎の規模、構造等については、次のとおりである。庁舎は、法第2条及び施行令第1条に基づく特定建築物に該当する。

|      |                  |
|------|------------------|
| 名称   | 奈良県フォレスターアカデミー庁舎 |
| 所在地  | 吉野郡吉野町飯貝680番地    |
| 規模   | 地上4階建て           |
| 構造   | 鉄筋コンクリート造        |
| 高さ   | 15.9メートル         |
| 建築面積 | 2,247平方メートル      |
| 延べ面積 | 7,868平方メートル      |

### 第2 業務の委託期間等

#### 1 業務の委託期間

令和3年11月15日から令和4年3月31日まで

#### 2 業務の範囲

対象となる業務の範囲は次のとおりとする。

清掃業務

庁舎の清掃、美観保持及びこれに関連する業務をいう。

#### 3 業務の内容

対象となる業務の内容については、別に定める特記仕様書による。

### 第3 その他

仕様書に記載されていない衛生管理上庁舎内の感染等対策に必要な業務が生じた場合、庁舎管理者と協議を行った上で業務内容の変更する場合がある。かかる場合において費用が発生するときは双方協議により契約の変更を行う。

## 奈良県フォレスターアカデミー庁舎清掃業務委託に係る特記仕様書

清掃業務の実施については、奈良県フォレスターアカデミー庁舎清掃業務委託に係る一般仕様書に定めるもののほか、詳細は下記の仕様により行う。

### 第1 清掃業務の目的

清掃を行うことにより庁舎の汚濁を除去又は予防し、庁舎機能の維持及び快適な環境を確保することを目的とする。

### 第2 用語

この仕様書における用語の定義は次のとおりとする。

- 1 日常清掃 週を単位とした周期(1回～2回)で行う清掃
- 2 定期清掃 月を単位とした周期(2回)で行う定期的な清掃
- 3 設備清掃 設備に対して行う清掃
- 4 清掃材料 清掃に用いる薬剤、布製品又は化学製品等の消耗品
- 5 清掃機材 清掃に用いる用具、電気製品等の備品
- 6 衛生用品 専ら庁舎の利用者が衛生目的で使用する薬品、紙製品等の消耗品

### 第3 清掃業務の内容及び手順

清掃業務の内容及び手順については、別表「清掃作業実施基準表」のとおりとする。

### 第4 清掃作業の実施時間

- 1 日常清掃 原則として、休日以外の週内に実施する。
- 2 定期清掃 原則として、休日以外の月内に実施する。

### 第5 特記事項

#### 1 作業員

- (1) 清掃作業に従事する者（以下「作業員」という。）については、本人確認のうえ作業員名簿を作成し、事前に庁舎管理者に提出のうえ承認を受けなければならない。
- (2) 作業員は、受注者の費用で作成した統一の服装または、名札等を着用し、清掃業務に従事していることを容易に識別できるようにすること。
- (3) 作業員の待機又は休憩場所は、発注者が指示する。
- (4) 庁舎において専ら女性により使用される箇所の清掃業務については、同性の作業員を配置すること。（同性がいない場合は、庁舎管理者と協議すること）

#### 2 清掃材料、清掃機材及び衛生用品

- (1) 清掃業務に使用する清掃材料の使用について、事前に文書により庁舎管理者に届け出ること。
- (2) 衛生用品は、庁舎管理者が指示する。
- (3) 清掃材料、清掃機材及び衛生用品の保管場所は、庁舎管理者が指示する。

#### 3 報告書

- (1) 受注者は日常清掃を実施する場合は、実施予定表を作成し、原則として実施日の7日前までに庁舎管理者に提出すること。  
また、清掃実施後は、速やかに作業報告書を作成し、庁舎管理者に提出すること。  
作業報告書は、日報の形式とする。
- (2) 受注者は定期清掃を実施する場合は、実施予定表を作成し、原則として実施日の7日前まで

に庁舎管理者に提出すること。

- (3) 受注者は定期清掃の実施後速やかに作業報告書を作成し、庁舎管理者に提出すること。

#### 4 その他

- (1) 清掃業務の実施に際し、庁舎の破損等を発見した場合は、直ちに庁舎管理者に報告すること。
- (2) 清掃業務の実施においては、庁舎の業務に支障を生じさせることのないよう注意すること。
- (3) 受注者は庁舎内において書類の閲覧、複写等の一切の情報窃取行為をしてはならない。  
また、机の引き出し、ロッカー等を開閉してはならない。
- (4) 庁舎の衛生及び火気取締まりに注意すること。
- (5) 庁舎管理者は、必要最小限の作業員控室、電話及び光熱水費に係る費用を負担する。

# 奈良県フォレスターアカデミー庁舎清掃作業実施基準表

清掃業務の実施については、奈良県フォレスターアカデミー庁舎清掃業務委託に係る一般仕様書及び特記仕様書に基づき、下記のとおり行うものとする。

## 1 用語

この基準表における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 弾性床 主にビニル又はゴム等の化学製品を用いて表面処理された床
- (2) 硬質床 タイル、コンクリート又は石材等を用いて表面処理された床
- (3) 水回り 流し台、洗面台又は便器等の上下水を使用するための設備
- (4) 機器 庁舎の環境維持に用いられる電気製品等の機器

## 2 日常清掃(週2回)

- (1) 日常清掃の内容は、次のとおりとする。

| 番号 | 項目           | 作業箇所                                                    | 作業内容                                                                               |
|----|--------------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 床掃き          | 弾性床<br>硬質床                                              | 自在箒等及びちりとりを用いて掃き残しのないようにする。                                                        |
| 2  | 床拭き          | 硬質床                                                     | 固く絞ったモップ又は雑巾類で拭き残しのないようにする。                                                        |
| 3  | 床磨き          | 弾性床<br>硬質床                                              | ブラシや不織布を用い、磨き残しのないようにする                                                            |
| 4  | 絨毯かけ         | 繊維床                                                     | 掃除機を用い、かけ残しのないようにする。                                                               |
| 5  | 清拭・洗浄        | 手すり<br>水回り<br>扉、壁<br>鏡類                                 | 固く絞った雑巾、ウェス等で拭き残しのないようにする。<br>又は汚れに応じて洗剤等を用いて汚れを落とす。<br>手すり等はアルコール等により消毒剤により洗浄を行う。 |
| 6  | ガラス清掃        | 窓ガラス類                                                   | 塵埃を払い、汚れに応じて清水を用いてスクイージーでかき取り、乾拭きする。                                               |
| 7  | 鏡            | 鏡類                                                      | 塵埃を払い、汚れに応じて清水を用いて拭き、柔らかい布で乾拭きする。                                                  |
| 8  | 汚物処理         | 汚物入れ                                                    | 汚物は所定の場所に処理し、容器が汚れている場合は洗浄する。                                                      |
| 9  | トイレ清掃・消耗品の管理 | トイレ内、<br>トイレット<br>ペーパー、<br>手洗い洗<br>剤、便座ク<br>リーナー薬<br>剤等 | トイレ内(汚れのある便器・床・棚等)の清掃や清掃時に必要な消耗品の補充を行う。                                            |
| 10 | 部屋ごみ等の廃棄     | 各教室等                                                    | 部屋ごみ等を処理し、容器が汚れている場合は洗浄する。<br>ごみ(燃える(可燃物)・燃えない(不燃物)・びん・缶類・ペットボトル類)を集積場所に搬出する。      |
| 11 | 補充           | 水回り                                                     | 衛生消耗品を必要に応じて補充を行う。                                                                 |
| 12 | チリ拾い         | 庁内敷地                                                    | ゴミ、落葉、堆積物等が飛散しないよう除去する。                                                            |

※清掃箇所によっては、週1回や月2回というところもある。

## 3 場所別清掃箇所・方法及び回数一覧表

別紙「令和3年度 奈良県フォレスターアカデミー庁舎 清掃箇所・方法及び回数」による。

# 令和3年度 奈良県フォレスターアカデミー庁舎 清掃箇所・方法及び回数

| 階               | 室名                       | 清掃箇所                                                                       |                                                                                                                           |                         | 清掃方法                                                                                                                                  | 日常清掃回数                                                                           |                                                          |                                                                                  |  | 面積[m <sup>2</sup> ] |
|-----------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|--|---------------------|
| 3F              | PCルーム                    | 床<br>床以外<br>床以外                                                            | ビニル床シート<br>ごみ箱<br>窓ガラス                                                                                                    | 1、弾性床                   | 1、床掃き<br>10、部屋ごみ等の廃棄<br>6、ガラス清掃                                                                                                       | 2 回<br>2 回<br>1 回                                                                | ／<br>／<br>／                                              | 1 週<br>1 週<br>1 週                                                                |  | 67.00               |
|                 | 校長・職員室                   | 床<br>床以外                                                                   | ビニル床シート<br>ごみ箱                                                                                                            | 1、弾性床                   | 1、床掃き<br>10、部屋ごみ等の廃棄                                                                                                                  | 1 回<br>1 回                                                                       | ／<br>／                                                   | 1 週<br>1 週                                                                       |  | 67.00               |
|                 | 普通教室1                    | 床<br>床以外<br>床以外                                                            | ビニル床シート<br>ごみ箱<br>窓ガラス                                                                                                    | 1、弾性床                   | 1、床掃き<br>10、部屋ごみ等の廃棄<br>6、ガラス清掃                                                                                                       | 2 回<br>2 回<br>1 回                                                                | ／<br>／<br>／                                              | 1 週<br>1 週<br>1 週                                                                |  | 67.00               |
|                 | 普通教室2                    | 床<br>床以外<br>床以外                                                            | ビニル床シート<br>ごみ箱<br>窓ガラス                                                                                                    | 1、弾性床                   | 1、床掃き<br>10、部屋ごみ等の廃棄<br>6、ガラス清掃                                                                                                       | 2 回<br>2 回<br>1 回                                                                | ／<br>／<br>／                                              | 1 週<br>1 週<br>1 週                                                                |  | 67.00               |
|                 | 講師控室・打合せ室                | 床<br>床以外<br>床以外                                                            | ビニル床シート<br>ごみ箱<br>窓ガラス                                                                                                    | 1、弾性床                   | 1、床掃き<br>10、部屋ごみ等の廃棄<br>6、ガラス清掃                                                                                                       | 2 回<br>2 回<br>1 回                                                                | ／<br>／<br>／                                              | 1 週<br>1 週<br>1 週                                                                |  | 67.00               |
|                 | 教材室                      | 床                                                                          | ビニル床シート                                                                                                                   | 1、弾性床                   | 1、床掃き                                                                                                                                 | 2 回                                                                              | ／                                                        | 1 週                                                                              |  | 23.50               |
|                 | 図書室                      | 床<br>床以外<br>床以外                                                            | ビニル床シート<br>ごみ箱<br>窓ガラス                                                                                                    | 1、弾性床                   | 1、床掃き<br>10、部屋ごみ等の廃棄<br>6、ガラス清掃                                                                                                       | 2 回<br>2 回<br>1 回                                                                | ／<br>／<br>／                                              | 1 週<br>1 週<br>1 週                                                                |  | 67.00               |
|                 | 更衣室(男子)                  | 床<br>床以外                                                                   | ビニル床シート<br>窓ガラス                                                                                                           | 1、弾性床                   | 1、床掃き<br>6、ガラス清掃                                                                                                                      | 1 回<br>1 回                                                                       | ／<br>／                                                   | 1 週<br>1 週                                                                       |  | 23.50               |
|                 | 更衣室(女子)                  | 床<br>床以外                                                                   | ビニル床シート<br>窓ガラス                                                                                                           | 1、弾性床                   | 1、床掃き<br>6、ガラス清掃                                                                                                                      | 1 回<br>1 回                                                                       | ／<br>／                                                   | 1 週<br>1 週                                                                       |  | 23.50               |
|                 | 階段(踊り場を含む)<br>(1F,2F,3F) | 床<br>床<br>床以外<br>床以外                                                       | ビニル床シート<br>ビニル床シート<br>手すり<br>ごみ箱                                                                                          | 1、弾性床<br>1、弾性床          | 1、床掃き<br>2、床拭き<br>5、清拭・洗浄<br>10、部屋ごみ等の廃棄                                                                                              | 2 回<br>1 回<br>2 回<br>2 回                                                         | ／<br>／<br>／<br>／                                         | 1 週<br>1 週<br>1 週<br>1 週                                                         |  | 133.00              |
|                 | 廊下<br>(1F,3F)            | 床<br>床<br>床以外<br>床以外<br>床以外<br>床以外<br>床以外<br>床以外                           | ビニル床シート<br>ビニル床シート<br>洗面台<br>洗面台<br>手すり<br>ごみ箱<br>窓ガラス                                                                    | 1、弾性床<br>1、弾性床          | 1、床掃き<br>2、床拭き<br>5、清拭・洗浄<br>11、補充<br>5、清拭・洗浄<br>10、ごみ搬出<br>6、ガラス清掃                                                                   | 2 回<br>1 回<br>1 回<br>1 回<br>2 回<br>2 回<br>1 回                                    | ／<br>／<br>／<br>／<br>／<br>／<br>／                          | 1 週<br>1 週<br>1 週<br>1 週<br>1 週<br>1 週<br>1 週                                    |  | 222.30              |
|                 | トイレ<br>男性用・女性用 各1ヶ所      | 床<br>床<br>床以外<br>床以外<br>床以外<br>床以外<br>床以外                                  | タイル床シート<br>タイル床シート<br>ごみ箱<br>汚物入れ<br>洗面台<br>鏡                                                                             | 2、硬質床<br>2、硬質床          | 1、床掃き<br>5、清拭・洗浄<br>9、トイレ清掃・消耗品の管理<br>10、ごみ搬出<br>8、汚物処理<br>5、清拭・洗浄<br>7、鏡                                                             | 1 回<br>1 回<br>1 回<br>1 回<br>1 回<br>1 回<br>1 回                                    | ／<br>／<br>／<br>／<br>／<br>／<br>／                          | 1 週<br>1 週<br>1 週<br>1 週<br>1 週<br>1 週<br>1 週                                    |  | 37.50               |
| クラブ<br>ハウス<br>棟 | クラブハウス棟<br>(シャワー室・トイレ含む) | 床<br>床<br>床<br>床以外<br>床以外<br>床以外<br>床以外<br>床以外<br>床以外<br>床以外<br>床以外<br>床以外 | 絨毯タイルカーペット<br>コンクリート床シート<br>トイレタイル床シート<br>ごみ箱<br>トイレ内<br>トイレ内ごみ箱<br>トイレ洗面台<br>トイレ壁<br>シャワー室内ごみ箱<br>シャワー室壁<br>シャワー洗面台<br>鏡 | 1、弾性床<br>2、硬質床<br>2、硬質床 | 4、絨毯かけ(掃除機)<br>1、床掃き<br>5、清拭・洗浄<br>10、ごみ搬出<br>9、トイレ清掃・消耗品の管理<br>10、ごみ搬出<br>5、清拭・洗浄<br>5、清拭・洗浄<br>10、ごみ搬出<br>5、清拭・洗浄<br>5、清拭・洗浄<br>7、鏡 | 2 回<br>2 回<br>2 回<br>2 回<br>2 回<br>2 回<br>2 回<br>2 回<br>2 回<br>2 回<br>2 回<br>2 回 | ／<br>／<br>／<br>／<br>／<br>／<br>／<br>／<br>／<br>／<br>／<br>／ | 1 月<br>1 月<br>1 月<br>1 月<br>1 月<br>1 月<br>1 月<br>1 月<br>1 月<br>1 月<br>1 月<br>1 月 |  | 189.00              |
|                 | 道具保管庫                    | 床<br>床以外<br>床以外                                                            | ビニル床シート<br>ごみ箱<br>テーブル                                                                                                    | 1、床                     | 1、床掃き<br>10、ごみ搬出<br>5、清拭・洗浄                                                                                                           | 2 回<br>2 回<br>2 回                                                                | ／<br>／<br>／                                              | 1 月<br>1 月<br>1 月                                                                |  | 132.70              |
| 1F              | 玄関(昇降口・ポーチ)              | 床(昇降口)<br>床(ポーチ)<br>床以外<br>床以外                                             | タイル床シート<br>タイル床シート<br>ごみ箱<br>玄関ガラス                                                                                        | 2、弾性床<br>2、硬質床          | 12、チリ拾い<br>2、床磨き<br>10、ごみ搬出<br>6、ガラス清掃                                                                                                | 2 回<br>2 回<br>2 回<br>2 回                                                         | ／<br>／<br>／<br>／                                         | 1 週<br>1 週<br>1 週<br>1 月                                                         |  | 132.00              |

時間 9:30～16:30までの間の3時間

休憩 クラブハウス棟(庁舎管理者が指示する)

曜日 月～金のいずれか 土日祝は休み

期間 令和3年11月～令和4年3月

色付きは、毎週

## 特定委託業務共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 奈良県発注に係る奈良県橿原総合庁舎清掃業務委託（当該委託内容の変更に伴う委託を含む。以下「委託業務」という。）
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、委託業務契約（以下「契約」という。）の履行完了後〇ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 委託業務を受注できなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

|               |      |
|---------------|------|
| 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 | 〇〇〇〇 |
| △△県△△市△△町△△番地 | △△△△ |

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、契約の履行に関し、当共同体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該委託業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

|      |     |
|------|-----|
| 〇〇〇〇 | 〇〇% |
| △△△△ | △△% |

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに契約の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、委託業務の完了にあたるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、契約の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が委託業務を完了する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して委託業務を完了する。
- 3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 17 条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 18 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 19 条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合、又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 20 条 当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 21 条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇外〇社は、上記のとおり特定委託業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇

代表

〇〇 (氏名) 印

△△△△

代表

〇〇 (氏名) 印